

第1章 総則

第1条（目的）

本会員規約は、一般社団法人エシカル協会 法人会員規約（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

第2条（会員）

当法人の法人会員（以下会員という）とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を申し込み、理事会にて入会を承認された法人又は団体（権利能力のない社団を含む）であることとする。

第3条（会員の義務）

会員は、当会の活動を支援する者として次の義務を負うものとする。

- (1) 当会から指定された支払期限到来前に、次年分の年会費を納入すること。
- (2) 名称、所在地、電話番号、担当者名等変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (3) 当会のアンケート調査、講演等には積極的に参加協力すること。
- (4) 会員としてのエシカル消費に配慮した企業・団体活動を行うこと。
- (5) 会員は、販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合は、会員の事業内容や商品に関連して、当該関係先は当会名称をいかなる形でも表示・使用することはできないことを周知させること。
- (6) エシカル消費に係る情報発信及び啓もう活動を行うこと。情報発信及び啓もう活動の例には、社員及びステークホルダー等への教育、CSR レポートの作成、エシカル消費に関する研修実施などが含まれる。
- (7) 会員は、エシカル消費に係る自身の行動計画を策定することが望ましいものとする。

第2章 入会及び退会

第4条（入会）

当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、この入会申込書以外にも申込者の関連参考資料の提出を求める場合もある。

第 5 条（入会申込みの不承認）

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第 6 条（会費）

1 法人会費は、次に定めるとおりとする。

年会費 1 口 100,000 円(1 口以上～)。

2 支払い方法は、銀行口座自動振替(口座引き落とし)とクレジット払い(自動引き落とし)の 2 種類より会員が選択するものとするが、初年度のみ当会が指定した方法とする。

3 会費は年会費制とし、当法人が指定した期日までに支払うものとする。

4 当法人は、会費の決済を以下の会社に代行するものとする。

決済サービス PG マルチペイメントサービス

決済会社 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

5 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第 7 条（有効期間）

1 本規約に基づく会員有効期間は、年会費の入金月の翌月1日から 1 年とする。

2 期間満了日の 2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を 1 年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第 8 条（変更の届出）

1 会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第 9 条 (退会)

1 退会しようとする会員は、退会の2ヶ月までに、任意の書式にて退会届出書を理事会に対して提出しなければならない。

2 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第 10 条 (会員資格の喪失)

1 当法人は、定款に定めるほか、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。

(1) 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。

(2) 会費の納入が、有効期間の最終日から起算して3ヶ月以上遅滞したとき。

(3) 本法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。

(4) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

(5) 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。

(6) その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき

(7)倒産、団体が解散されたとき。

2 会員が総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

第 11 条 (会員資格喪失後の権利及び義務)

退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第 12 条 (禁止事項)

会員は、会員であることは当会が会員の事業内容や商品を保証するものではないことを理解し、当会の承認を得た場合を除き、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。また、当該会員に所属する者、及び販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に次のことをさせてはならない。

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じた自社取扱商品などの宣伝・販売促進活動の中で、会員であることをうたうこと。
- (2) 自社取扱商品または広告物に当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用すること。
- (3) 当会の承諾なしに、当会支援のためと称してチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと。
- (4) 会員の販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合に、口頭であるか文書であるかを問わず、当会法人資格が会員の事業内容や商品を保証するものであるかのような誤解を生じさせること。
- (5) 当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、その他当会の活動の趣旨に反する行動をとること。
- (6) その他当会に不利益となる行為を行うこと。

第3章 権利及び特典

第 13 条（会員の権利）

法人会員は、次の権利を有する。

当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。

第 14 条（特典）

法人会員には、次の特典を提供する。

- (1) 当会発行のメールマガジンの無料配布物（入会申込書に記載されたメールアドレス）に、月 1 回程度配信）。
- (2) 当法人が企画する例会、交流会、ツアー等の当法人が行うイベントへの優先招待及び割引料金での参加並びに利用。
- (3) 当会の定めるところにより、当会刊行物の無料配布または会員特別価格による購入。
- (4) 当会 Web サイト上への会員名称掲載。
- (5) 当法人が作成した法人向け講座の特別価格での購入。
- (6) その他別途当会が定めるサービス。

第4章 規約の追加又は変更

第15条（規約の追加又は変更）

- 1 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 当法人は、理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。当法人により追加又は変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加又は変更された本規約に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

第 16 条（免責及び損害賠償）

- 1 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 6 当法人が主催、管理、販売する講座に使用するため申告された登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。
- 8 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
- 9 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益及び第三者からの請求に基づく損害についても、予見の有無にかかわらず、会員が支払う当年分の年会

費の額を上限として損害賠償するものとする。ただし、当法人に故意又は重過失がある場合はこの限りでない。

10 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第6章 個人情報の保護

第 17 条（個人情報の保護）

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき法人会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

第 18条（反社会的勢力への対応）

1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第8章 本規約の変更

第 19 条（本規約の変更）

本規約の変更は、理事会決議による。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規則は、2019 年 3 月 30 日理事会承認。

2019 年 4 月 1 日施行。

2024 年 5 月 29 日改訂。

2024 年 9 月 1 日改訂。